

請願第 27号

平成28年 9月21日

川崎市議会議長 石田 康博 様

中原区在住者

ほか 1,710名

教職員の勤務時間の適正な管理を求める請願

請願の趣旨

川崎の学校現場では、平成26年度に、9名もの方が現職死をしています。また、メンタルヘルスを病んで休職している教職員は60名に上っています。これは、平成13年度20名の3倍です。本市の教職員の病気休職者、そのうちの精神疾患の出現率は、異常な水準です。

これらの原因の一つとして、学校現場では、勤務時間の適正な管理が行われず、長時間過密労働が進んでいることが考えられます。

教員には、法律によって、超過勤務は原則として禁止されています。しかし、学校現場の実態は、法の規定とかけ離れています。

近年、文科省や隣の横浜市では、教職員の勤務時間の大規模な調査が行われて、長時間勤務のより正確で深刻な実態が明らかになりました。そして、実態調査に基づいての長時間勤務の縮減の取組が進んでいます。

しかし、本市での実態調査は実施されていません。本市では、平成21年度から「時間外勤務の記録簿」が導入されましたが、各人の手書きやコンピュータ入力による自己申告である上、記入・時間の合計計算に時間が掛かり、また、実態を正確に反映していません。現場からは、「時間外勤務を増やす原因になっている。」、「苦勞して記入しても時間外勤務削減に活用されていない。」、「80時間以上になると、産業医の面談に行かなければならないというので、80時間以内に収まるように修正している。」などと大変不評です。勤務時間の適正な管理

には程遠いのが川崎の学校の実態と言えます。

先日、ワタミの過労死裁判での和解条項では、過重労働再発防止策として「従業員の実労働時間を、正確かつ適正に記録し、実労働時間と異なる時間が就業時間として記録されることを徹底して防止する。」が明記されました。川崎市教委も、使用者としての責任ある施策を進めてください。

厚生労働省通達で「時間外労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まると判断される」（過重労働による健康障害防止のための総合対策について）と指摘していることを踏まえれば、多くの教職員の健康が危険にさらされていることが予想され、一刻も早く、具体的な対策が求められています。以上の状況を踏まえ、以下の請願を行います。

請 願 事 項

- 1 市教委は、教職員の健康と福祉の増進及び、法律では認められていない時間外労働をなくすために、勤務時間の適正な管理を実施すること。
- 2 市教委は、平成18年4月3日文科省通知「使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとに始業、終業時刻を確認し、これを記録すること」を遵守した教育行政を進めること。
- 3 市教委は、平成29年度からの県費負担教職員給与政令市移管を機に、教職員の出校・退校時刻を把握して、常に適正な勤務時間管理（休憩時間を含む）に努めること。

紹介議員

市 古 映 美